

令和7年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数（許可）			川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床		663床	343床	376床
精神病床	38床		38床	—	—
感染症病床	12床		12床	—	—
結核病床	40床		—	40床	—
合 計	1,472床		713床	383床	376床
イ 年 間 患 者 数					
入 院	410,045人		180,310人	119,355人	110,380人
外 来	652,222人		310,050人	146,894人	195,278人
ウ 1日平均患者数					
入 院	1,123人		494人	327人	302人
外 来	2,614人		1,281人	607人	726人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	2,646,162千円
イ 施設改良工事	3,128,282千円
ウ 医療器械整備事業	1,169,593千円
エ 資産購入費	362,618千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	42,095,238 千円
第1項 医業収益	35,019,924 千円
第2項 医業外収益	6,661,187 千円
第3項 特別利益	414,127 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	43,630,664 千円
第1項 医業費用	42,647,049 千円
第2項 医業外費用	755,857 千円
第3項 特別損失	217,758 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 2,813,612千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,681千円並びに過年度分損益勘定留保資金 2,779,931千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 病院事業資本的收入	9,229,860 千円
第1項 企業債	6,973,400 千円
第2項 固定資産売却代金	2 千円
第3項 補助金	3 千円
第4項 寄附金	2 千円
第5項 負担金	2,256,453 千円

支 出

第 1 款 病院事業資本的支出	12,043,472 千円
第 1 項 建設改良費	7,306,655 千円
第 2 項 企業債償還金	4,736,817 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 7 年度 医療器械保守業務経費	令和 8 年度から 令和15年度まで	505,494 千円
川崎病院 医事業務経費	令和 8 年度から 令和11年度まで	3,040,629 千円
井田病院 医事業務経費	令和 8 年度から 令和10年度まで	1,451,631 千円
川崎病院 受変電設備整備経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	828,446 千円
川崎病院 防犯設備改修工事	令和 8 年度	29,068 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 病院事業	千円 6,973,400	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0 % 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,251,240 千円

(2) 交際費 2,104 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,161,101千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数量
1	取得する資産	器 械 備 品	
		全身用X線C T診断装置	1 式
		核医学診断用検出器回転型S P E C T装置	1 式
		調剤支援システム	1 式
		総合医療情報システム端末	1 式

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦